

人生100年時代の働き方改革～副業・兼業制度で介護福祉事業プログラム 「退職人材が介護離職・介護難民を救う！」

令和3年4月
改正高年齢者雇用安定法
「70歳までの就業確保
(努力義務化)」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html



企業は競争力の維持等のために、60歳定年を維持したい

要

- ★社員の退職後の仕事の確保が急務
- ★企業の社会責任として、社員の退職後の就労支援

介護福祉事業
就労・起業支援！
プログラム

プログラムの特徴

ポイント1

- ★現役中に初任者研修などの基礎資格取得（自治体の補助制度あり）
- ★副業制度・週休3日制・時短勤務制度等を活用し、介護福祉士等の中核資格取得のための就労経験を積む
- ※退職後にスタートした場合、最低でも3年程度の低収入就労が必要であり、退職後にチャレンジしたくてもやりにくい
- ※介護福祉士等受験資格→介護福祉の従業期間が3年以上、かつ従業日数540日以上（週2日勤務で5年程度の就労が必要。1日1時間でも可）

ポイント2

- ★退職後にブランク無く、介護福祉のコアスタッフとして就労可能
- 給与例：訪問介護・障害居宅のサービス提供責任者→全国平均年収約400万円
- ★職住接近で就労可能
- ★多様な社会福祉事業分野への進出が可能であり、退職後の新しい人生で、社会貢献という自己実現が可能

ポイント3

- ★起業によりさらに高収入が可能
- 例：訪問介護・居宅介護事業所の平均売上年3千万円程度
- ★社員同士の共同起業も可

ポイント4

- ★起業の場合、所属企業からの出資により「高年齢者雇用安定法」をクリア
- ★所属企業が設立した法人の事業所勤務の形態をとってもOK

プログラム導入スキーム

企業



サポート



- ★退職後の介護福祉事業への就職・起業を支援するリスクリング・プログラム導入
- ★在職中に資格取得・実務経験の蓄積
- 対象者例：50歳以上の社員、退職後に介護福祉事業で働きたい、起業したい方
- ★コンサルタントによる説明会、対象職員との面談、実務経験を積むための支援
- ★継続就労・起業の支援
- ★企業による介護福祉事業法人設立支援・出資支援
- ★起業後の事業サポート
- ★設立法人の事業サポート